

## 【一括承認基準該当例】

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)  
事業に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供について(概要)

## 1 制度の概要

## 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に給付金(以下「ひとり親世帯分給付金」という。)を支給しているところであるが、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しても、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)(以下「本給付金」という。)を支給する。

## 対象児童

18歳年度末までの子(障害児については20歳未満)

令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象とする。

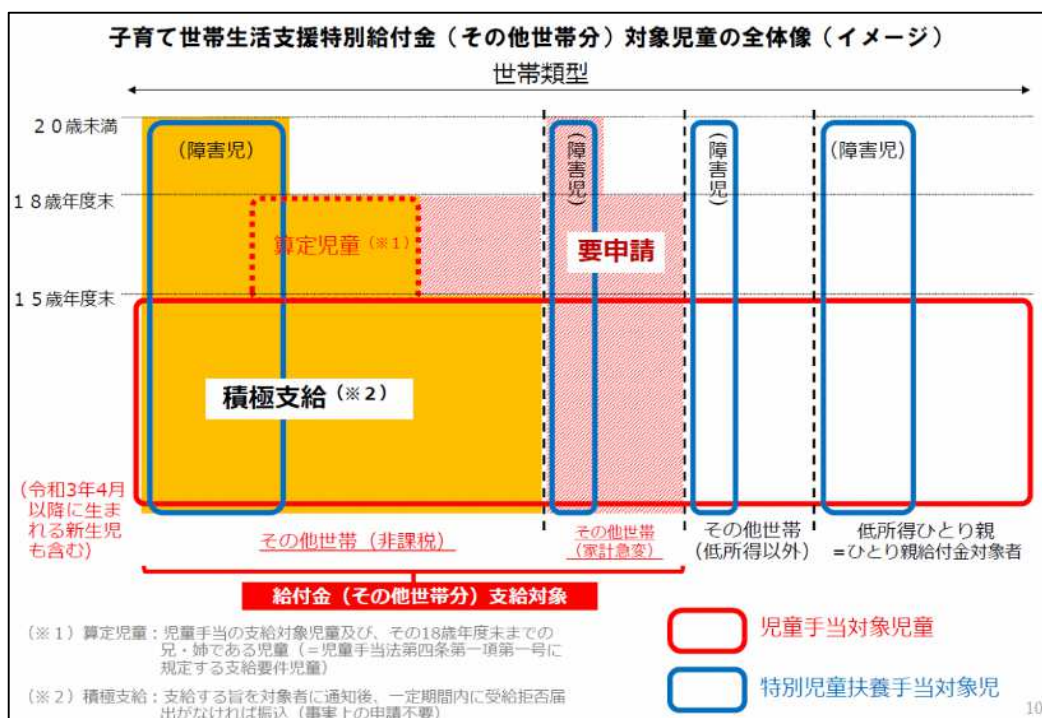
## 支給対象者

ア 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者(以下「児童手当等受給・非課税者」という。)

イ アのほか、対象児童の養育者であって、次のいずれかに該当する者

(ア) 令和3年度分の住民税均等割が非課税である者

(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者(家計急変者)



このイメージ図では「ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯」のことを「その他世帯」と表記している。

(出典: 厚生労働省子ども家庭局低所得子育て世帯特別給付金業務室「子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)の実施に関する自治体向け説明会説明資料 令和3年4月27日」)

実施主体  
墨田区

## 給付額

支給対象者が養育する対象児童1人当たり5万円

## 支給の方法

墨田区は、児童手当等受給・非課税者及び令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者（以下「新規児童手当等受給・非課税者」という。）に対する支給については、以下のアに規定する申請不要（積極支給）の支給の方法により、速やかな支給を行う。

また、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者以外の者（以下「その他の支給対象者」という。）に対する支給については、以下のイに規定する申請による支給の方法により、支給を行う。

### ア 申請不要の支給（積極支給）

(ア) 墨田区は、支給対象者に対し、案内を送付し、給付金の支給の申込みを行う。

(イ) 支給対象者は、給付金の受給を希望しない場合、給付金受給拒否の届出書を提出する。

(ウ) 墨田区は、支給対象者（ア(イ)の届出をした者を除く。）に対し、給付金を支給する。

(エ) 給付金は、支給対象者の児童手当又は特別児童扶養手当の支給口座と同じ口座への振り込みにより支給する。

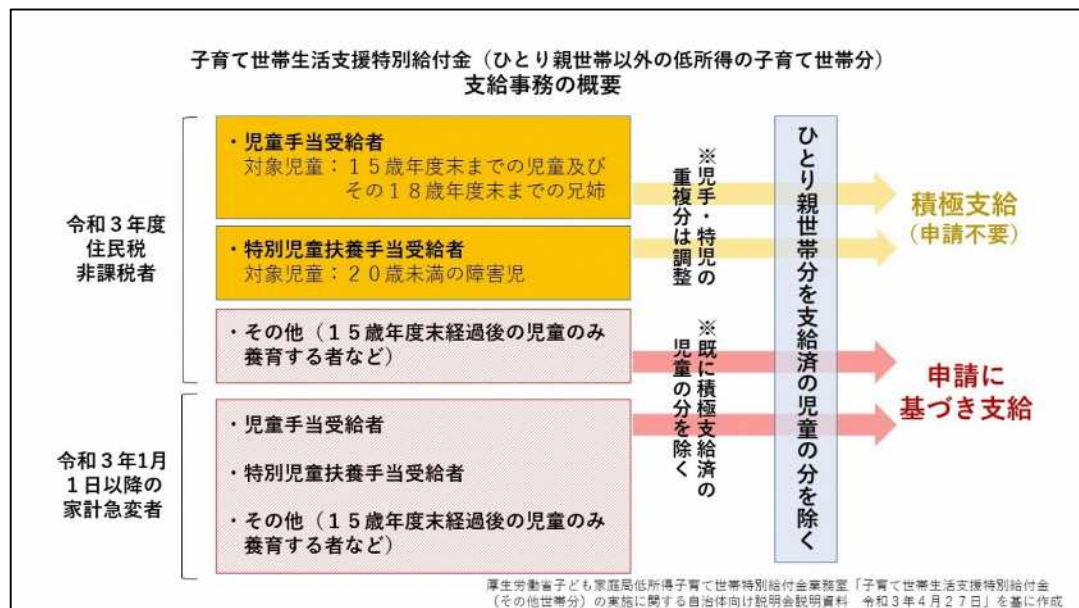
### イ 申請による支給

(ア) 申請者は、申請日時点で居住する住所地の市町村に対して支給の申請を行う。

(イ) 申請日時点で墨田区に居住する申請者から、墨田区へ給付金の申請があったときは、審査を行い、支給対象者に該当するときは給付金を支給する。

(ウ) 墨田区は、イ(イ)の審査を行うに当たって、必要に応じて、戸籍謄本、家計の状況に関する書類その他の書類を提出させること等により、当該申請者が支給要件に該当するか確認を行う。

(エ) 墨田区は、当該申請者が指定した口座への振り込みにより、給付金を支給する。



## 支給予定時期

児童手当等受給・非課税者については、令和3年7月21日に支給する予定である。

新規児童手当等受給・非課税者については、随時支給する。

その他の支給対象者については、申請受付・審査後、おおむね1か月後を目途に支給する。

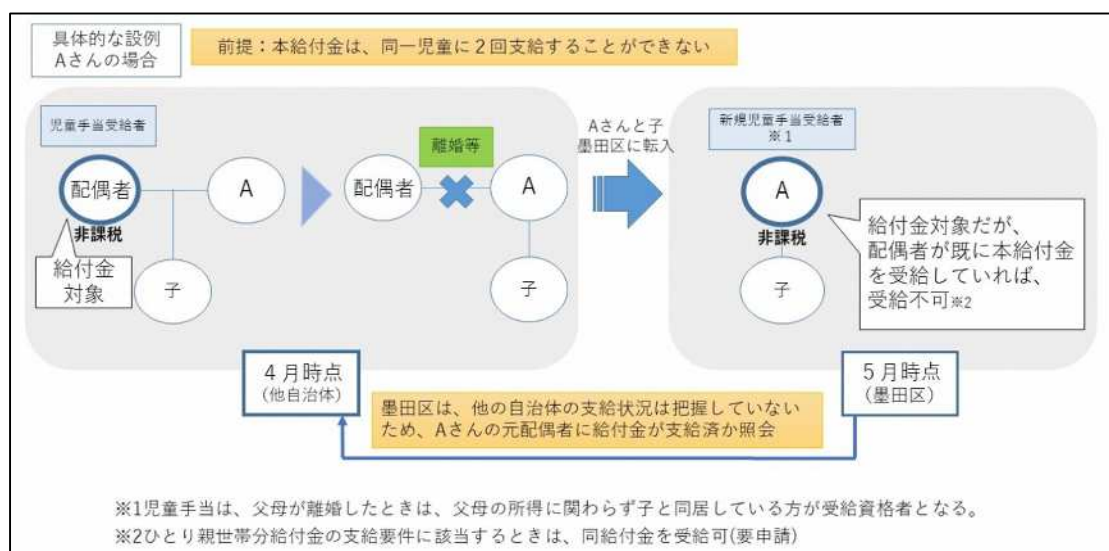
支給対象見込数

約3,500人

## 2 本人外収集等の必要性について

本人外収集の必要性

同一の支給対象児童について、「令和3年4月分の児童手当受給者」と、令和3年5月分以降の「新規児童手当受給者」が離婚等の事情により異なる者の場合、いずれも支給対象者となり得るが、本給付金は同一の児童に対して1回限り支給するものであるため、例えば、墨田区が令和3年5月分以降の「新規児童手当受給者」を把握した場合、令和3年4月分の児童手当を支給した自治体に対し、本給付金の支給の有無を確認する必要がある場合がある。その他、個別の事情によって、本給付金又はひとり親世帯分給付金の支給の有無を確認する場合がある。

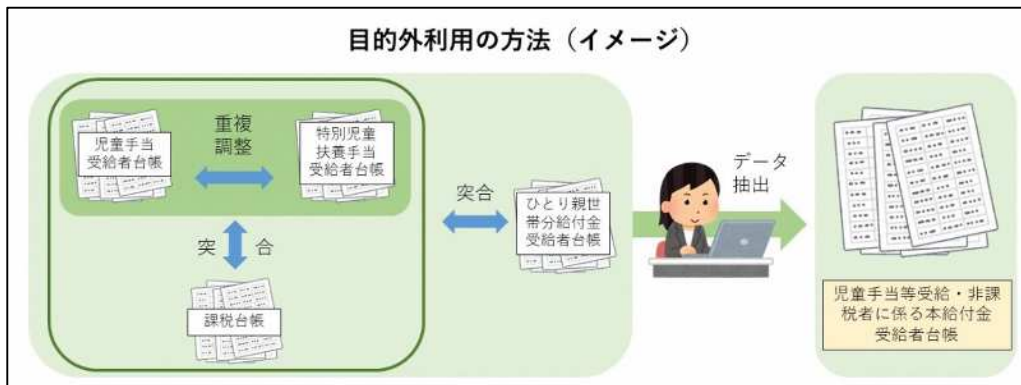


目的外利用の必要性

本給付金の法的性質は民法上の贈与契約（民法第549条）であり、墨田区から児童手当等受給・非課税者へ申請不要の支給を行うに当たっては、対象者への給付金の支給申込みに係る案内を送付する必要があり、振り込みが完了した者については、支払通知を送付する必要があることから、児童手当及び特別児童扶養手当受給者台帳から、受給者情報（氏名、住所、生年月日、性別、登録口座、令和3年4月分の支給状況等）を利用する必要がある。

目的外利用の方法については、児童手当及び特別児童扶養手当受給者台帳から、各手当の4月分の受給者情報を抽出し、支給対象者の重複がないよう突合する。次に、各手当の4月分の受給者情報と、当該者の課税台帳情報を突合し、住民税均等割非課税者のみを抽出する。さらに、ひとり親世帯分給付金の支給対象者で、既に同給付金を支給した児童のみを養育する者を除いた者を抽出し、児童手当等受給・非課税者に係る本給付金の受給者台帳を作成する。以上の方法で作成した本給付金の受給者台帳に基づき、本給付金の支給事務を行う。

新規児童手当等受給・非課税者への支給も同様の方法により行う。



以上のことから、子育て支援課が児童手当及び特別児童扶養手当事務で保有する児童手当及び特別児童扶養手当受給者台帳を目的外利用して、本給付金の支給対象者を的確に把握する必要がある。

#### 非課税者であるかどうかの判定のための課税台帳情報の利用について

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）附則第8条によるマイナンバー法の一部改正（令和3年5月19日公布・施行）により、マイナンバーを利用した庁内連携（自治体の同一機関内での情報照会）及び他自治体への情報照会が可能となった。

よって、本事務における課税台帳情報の利用は、法律で認められた目的内の利用ということになるため、諮問の対象とならない。

#### 外部提供の必要性

既述の「本人外収集の必要性」での例示と同様の場合において、他の自治体から本給付金等の支給状況の照会があったときは、外部提供する必要がある。

### 3 本人への通知について

目的外利用については、支給対象者には、目的外利用したことを案内に記載し、送付する。支給対象者以外には、目的外利用したことのみを通知すると本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、区のホームページ等により周知を行う。

本人外収集及び外部提供については、本人外収集及び外部提供したことのみを通知すると本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、区のホームページ等により周知を行う。

### 4 個人情報の取扱いについて

個人情報保護の観点から以下のとおり適正な情報管理を行い、漏えい、紛失、改ざん、破損、その他の事故防止に努める。

ア 本事業で収集した個人情報又は作成した個人情報ファイルは、施錠管理されたキャビネット又は外部からアクセスできないデータサーバーに保管し、不要となった場合には、適切な方法により速やかに廃棄又は消去する。

イ 関係文書は、事業の完了の日が属する年度の終了後5年間保管及び保存した後、適切な方法により廃棄する。

ウ 給付金の給付を希望せず、目的外利用等した情報の削除要求があった場合には、当該情報を削除する。

## 5 事務スケジュール

令和3年6月23日	補正予算成立予定
6月下旬	本給付金に係るシステム改修完了
7月1日	区報掲載、家計急変者等申請受付開始
7月上旬	児童手当等受給・非課税者へ給付の案内送付
7月21日	児童手当等受給・非課税者に給付金振り込み
7月21日～	児童手当等受給・非課税者に給付金振込通知送付
8月以降	家計急変者、新規児童手当等受給・非課税者等に 随時給付
令和4年2月28日	本給付金の申請期限

## 6 その他

子育て世帯生活支援特別給付金のうち、本給付金とは別に支給されているひとり親世帯分給付金事業に係る個人情報の例外的な取扱いについては、令和2年度第2回墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会において承認を得ている。